

はじめに

本市の環境に関するマスタープランとして、東広島市環境管理計画を県内の他市町に先駆け平成7年に策定して、はや17年が経過しました。

この間、生物多様性の保全、地球温暖化防止やエネルギー利用のあり方の見直しなどの新たな課題が生じ、できる限り環境に配慮した持続可能な社会を創り出すことが求められてきました。

このような状況のなか、限りある資源、エネルギーの循環的な利用を基調とした社会を実現するための新たな一歩を踏み出すため、平成22年3月に東広島市環境基本条例を制定し、この条例の基本理念に基づく施策を推進するために、東広島市環境基本計画を策定しました。

本市を流れるそれぞれの水系は広島県最大の稲作地帯を形づくり、田園を背景に連なる赤瓦の集落や、西条酒蔵通り、白市地区の歴史的な町並み、三津湾に浮かぶ牡蠣いかだなど、先人からの伝統に培われた本市の良好な原風景は随所に残されています。

本計画では、本市の貴重な財産である自然や歴史・文化的資源を次の世代に引き継ぎ、地球環境に負荷を与えない生活を模索し、これらの活動の輪を東広島市全体に広げることによって、環境、経済、社会の統合的な発展の実現を目指してまいりたいと考えております。

地域における環境保全活動については、これまで東広島市公衆衛生推進協議会に主体となっただき、環境学習、家庭ごみの減量運動、散乱ごみの回収など多くの取り組みを進めていただいております。誠に感謝しているところでございます。これらの環境活動については、市民・事業者・行政が一体となったこの計画の推進により、更に充実・発展することを期待しております。

結びに、計画策定にあたりましてアンケートやパブリックコメントなどの機会に貴重なご意見をいただきました皆様、長期間にわたる審議のなかで多くのご提言を賜りました東広島市環境審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成24年3月

東広島市長

藏 田 義 雄



東広島市環境基本計画

目次

第Ⅰ章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の構成	6
第Ⅱ章 東広島市の環境の現状	7
第1節 東広島市の概況	8
第2節 東広島市の環境の特徴	11
第3節 これまでの市の取り組み	14
第4節 これまでの市民・事業者の取り組み	17
第5節 環境に対する市民の意識	20
第Ⅲ章 東広島市の望ましい環境像	25
第1節 東広島市環境基本計画の基本理念	26
第2節 望ましい環境像	27
第Ⅳ章 望ましい環境像の実現に向けて	31
第1節 取り組みの体系	32
第2節 望ましい環境像を実現するための取り組み	34
1 「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」	35
取り組みの柱1：豊かな自然環境の保全と活用	35
取り組みの柱2：緑あふれる美しい町並みの創出	40
取り組みの柱3：水・水辺環境の保全・向上	45
取り組みの柱4：良好な大気環境等の保全	49
2 「身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち」	52
取り組みの柱1：資源循環型社会の形成	52
取り組みの柱2：低炭素社会の形成	57
取り組みの柱3：広域的・国際的取り組みの展開	64
3 「環境を守り・伝える心と活動を育むまち」	66
取り組みの柱1：環境教育・環境学習の推進	66
取り組みの柱2：環境情報の充実	69
取り組みの柱3：市民・事業者等の環境保全活動の促進	71
第3節 重点プロジェクトの展開	73
第4節 環境配慮指針	82
第Ⅴ章 計画の推進	107
第1節 計画の推進体制	108
第2節 計画の進行管理	109

資料編	資料 - 1
市民・事業者アンケート調査結果の概要	資料 - 2
進行管理のための指標	資料 - 15
東広島市環境基本条例	資料 - 17
計画策定の経緯	資料 - 23
用語の解説	資料 - 26